

第 * 号議案

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例の件
神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 15 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

神戸市公衆浴場法施行条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 浴室には、浴室の床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、<u>上がり用水栓及び上がり用湯栓</u>各1個以上（<u>上がり用水及び</u></p>	<p>（公衆浴場について講ずべき措置の基準）</p> <p>第4条 法第3条第2項の規定による条例で定める一般公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(13) 浴室には、浴室の床面積（浴槽部分を除く。）4平方メートルにつき、<u>上り用水栓及び上り用湯栓</u>各1個以上（<u>上り用水及び上り用</u></p>

上がり用湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(14)～(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

ア 原水、原湯、上がり用水及び上がり用湯

[略]

イ [略]

(21) [略]

(22) 浴用の水及び湯は、十分供給す

湯が同時に供給することのできる混合栓（以下「混合栓」という。）をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。

(14)～(19) [略]

(20) 浴用の水及び湯は、次に掲げる基準を保つこと。ただし、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道若しくは特設水道条例（昭和39年兵庫県条例第62号）第2条第1項に規定する特設水道から供給を受ける水（以下「水道水」という。）を使用する場合にあってはアの基準について、温泉等を使用する場合にあってはア及びイの基準（大腸菌、大腸菌群及びレジオネラ属菌に係る基準を除く。）について、適用しないことができる。

ア 原水、原湯、上り用水及び上り用湯

[略]

イ [略]

(21) [略]

(22) 浴用の水及び湯は、十分供給す

るようにし、かつ、浴槽の湯及び
上がり用湯は、常に摂氏38度以上
に保つこと。

(23)～(29) [略]

(30) 7歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 子とその父母等（父母及び祖父母をいう。）の場合

ウ [略]

(32)、(33) [略]

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設すること。

(2) [略]

るようにし、かつ、浴槽の湯及び
上り用湯は、常に摂氏38度以上に保つこと。

(23)～(29) [略]

(30) 10歳以上の男女を混浴させないこと。

(31) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。

ア [略]

イ 親とその10歳未満の子の場合

ウ [略]

(32)、(33) [略]

2 法第3条第2項の規定による条例で定めるその他の公衆浴場について営業者が講じなければならない措置の基準は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。

(1) 熱気等を使用する入浴設備は、次に掲げる措置を講ずること。

ア～エ [略]

オ 熱気室にシャワー又は浴槽を付設し、前項第20号の基準に適合する水及び湯を供給すること。

(2) [略]

<p>(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設けること。</p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) 浴室には、<u>適当な数の上がり用水栓及び上がり用湯栓</u>（混合栓をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 水着を着用して入浴する場合を除き、<u>7歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(12) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>子とその父母等（父母及び祖父母をいう。）の場合</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(3) 温泉等を使用する入浴設備は、浴室にシャワー又は浴槽を設け、<u>前項第20号の基準に適合する水及び湯を供給すること。</u></p> <p>(4)～(8) [略]</p> <p>(9) 浴室には、<u>適当な数の上り用水栓及び上り用湯栓</u>（混合栓をもって代えることができる。）を設け、水又は湯の区別が標示されていること。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) 水着を着用して入浴する場合を除き、<u>10歳以上</u>の男女を混浴させないこと。</p> <p>(12) 前号の規定にかかわらず、家族風呂等においては、次に掲げる場合を除き、男女を混浴させないこと。</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>親とその10歳未満の子の場合</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

理 由

営業者が講ずべき措置の基準を見直すに当たり、条例を改正する必要があるため。